

「企業会計基準公開草案第 1 号

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計処理(案)」、

「企業会計基準適用指針公開草案第 1 号

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(案)」、

「企業会計基準適用指針公開草案第 2 号

その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」

に対するコメント

2002 年 1 月 18 日

経団連経済本部

1. 「企業会計基準公開草案第 1 号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計処理(案)」

(1) 自己株式処分差益・差損について(第 21 項～第 24 項)

自己株式処分差益及び差損を、株主からの払込資本及び資本の部からの分配として扱うという新基準の基本原則は、複数期にまたがる場合でも適用すべきものと考えられる。公開草案では同一会計年度内の相殺処理しか示されていないが、複数期の処理方法について明示すべきである。

すなわち、当期の処分差益が前期までの未処分利益の減額を上回る場合は、両者を相殺後、その他資本剰余金に計上する。また、当期の処分差益が前期まで未処分利益の減額を上回らない場合は、未処分利益の減額を減少させる処理とする。

(2) 経過措置について(第 40 項～41 項)

本会計基準は平成 14 年 4 月 1 日以後適用することとされているが、システム対応等が膨大な作業とならざるを得ないため、平成 14 年 9 月中間期は任意適用、平成 15 年 3 月期から強制適用とすることが適当である。

2. 「企業会計基準適用指針公開草案第 2 号 その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」

その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(第 5 項)

「金融商品会計に関する実務指針」によれば、受取配当金は、前回の配当実績等に基づいて未収配当金を見積り計上することが原則とされており、見積り計上時点では、当該配当がその他資本剰余金の処分によるものかどうかを判断することが困難な場合がある。このような場合には、受取配当金に計上することを容認するなど、実務上の支障が生じないように配慮すべきである。

また、有価証券を時価まで減損処理した期の期末配当は受取配当金として計上できる例として掲げられているが、中間期に減損処理した有価証券に係る中間配当に関しても同様である旨を明示されたい。

以上